

高圧ガス法令参照システム

ご使用マニュアル



目次

- 高圧ガス法令参照システムとは

- システムの特徴

... P4 - P6

... P3

- ご使用方法

... P7 - P19

- お問い合わせ

... P20



高圧ガス法令参照システムとは

高圧ガス保安協会様による「自主保安高度化事業所」の現地調査(2019年 3月に実施)において、調査の中で『優れた取り組み』とご推薦いただき、

2019年8月の「事故の教訓と保安管理技術セミナー」にてご紹介いただきました。

グッドプラクティス選定

アキンが 開発!

高圧ガス保安法 法令参照システム CLUB Fujilkin

※フジキンホームページ「CLUB FUJIKIN」にご登録いただくと、どなたでもご利用になれます。 詳しくは、右下QRコードまたは、下部URLよりホームページ「CLUB FUJIKIN」をご覧ください。

高圧ガス保安法 法令参照システムは、<u>最新版の高圧ガス保安法を簡単に閲覧できます。</u>日頃、高圧ガス関係の業務に携わる方々にとって、保安管理の向上に大きく寄与できるものと考えており、ぜひ多くの皆様のご活用をお願いいたします。

自主保安高度化事業所の認定調査で画期的、斬新なシステムを使用した自主保安活動として グッドプラクティス(優れた取り組み)に選定されました。





システムの特徴

1. 容易かつ迅速に用語を用いた条文の検索が可能

法令参照システム(web版・ダウンロード版)

- 1.法令参照システムは、あくまで高圧ガス保安法の本文を参照いただくためのシステムとしております。 そのため、当該法令に記載の図および表などは、割愛しております。 法令内の図および表をご確認いただく場合は、誠にお手数ではございますが、最新の法規集などによりご確認いただけますよう お願い申し上げます。
- 2.本システムは、過去よりCD-ROM版としてご利用いただいておりました法令参照システムをWeb化・クラウド化するにあたり、 実際にご使用いただくことを通じて操作性・利便性などのご意見を広くお聞きしたくweb版としてリリースする 運びとなったものです。
- 3.これまで同様のダウンロード版もこれまで同様にご用意しております。 本ページの下部よりダウンロードいただけます。
- 5.本サービスは、より使いやすい法令参照システムとしてご利用いただけるよう、引き続き改修を進めてまいります。

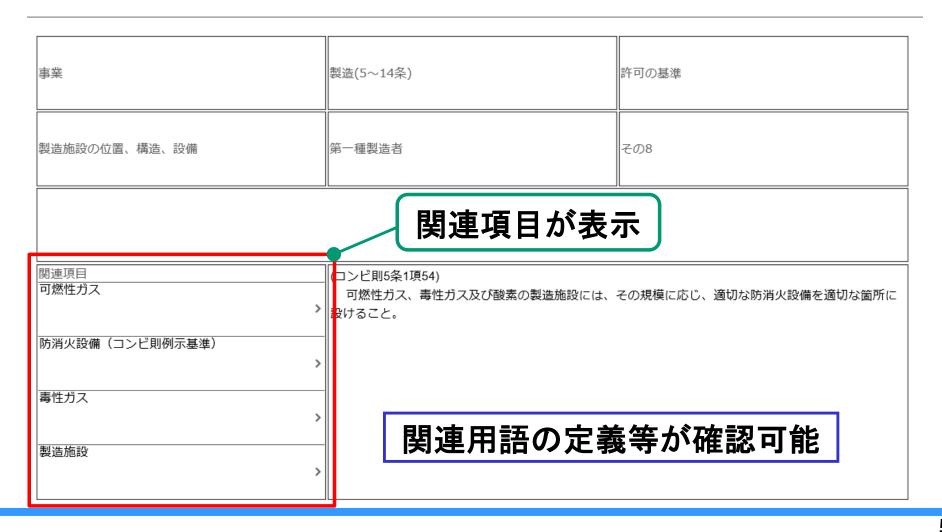
検索
※入力窓にスペースを入れると、and検索ができます。



システムの特徴

2. 関連用語の紐づけが容易

法令参照システム(web版・ダウンロード版) 用語集





システムの特徴

3. 法令の構造理解に役立つ

法令参照システム(web版・ダウンロード版) 用語集

事業	製造(5~14条)	許可の基準		
製造施設の位置、構造、設備	第一種製造者	その8		
I and the second				
関連項目可燃性ガス	法令における用語の	位置づけが表示		
	法令における用語の	位置づけが表示		
可燃性ガス		位置づけが表示		
可燃性ガス 防消火設備(コンビ則例示基準) 毒性ガス				



CLUB FUJIKIN用ログイン

ご利用にはCLUB FUJIKINメンバー登録が 必要です。登録がまだの方は「新規登録」 から登録をお願いします。

※パスワードは6~10文字の半角英数字です。パスワードを忘れた方は、<u>こちら</u>よりお問い合わせください。

メールアドレス

パスワード

⑤入力

ログイン

パスワードを忘れた方はこちら

⑥ 「CLUB FUJIKIN」 ヘ

新規登録

CLUB FUJIKIN 利用規約をご確認の上、 ご利用ください。





パソコンから再度アクセスください。

法令参照システム(web版・ダウン ロード版) について

※本サービスはweb版・ダウンロード版です。 2020年度中に一部システム改修し、正式版と しての運用を予定しております。

※法令参照システム(web版・ダウンロード

版) についての 用ご相談窓口よ

⑧「法令参照システム」へ

他』を選択し、お問い合わせください。

web版・ダウンロード版を見る

ご相談・お問い合わせフォームはこち

メンバー様専用ご相談窓口 0120-750008 (受付/平日10:00-17:00)

CLUB FUJIKIN

法令参照システム(web版・ダウン ロード版)

1.法令参照システムは、あくまで高圧ガス保 安法の本文を参照いただくためのシステムと しております。

そのため、当該法令に記載の図および表な どは、割愛しております。

法令内の図および表をご確認いただく場合 は、誠にお手数ではございますが、最新の法 規集などによりご確認いただけますよう お願い申し上げます。

2本システムは、過去よりCD-ROM版として ご利用いただいておりました法令参照システ ムをWeb化・クラウド化するにあたり、

実際にご使用いただくことを通じて操作 性・利便性などのご意見を広くお聞きしたく web版としてリリースする

運びとなったものです。

3.これまで同様のダウンロード版もこれまで

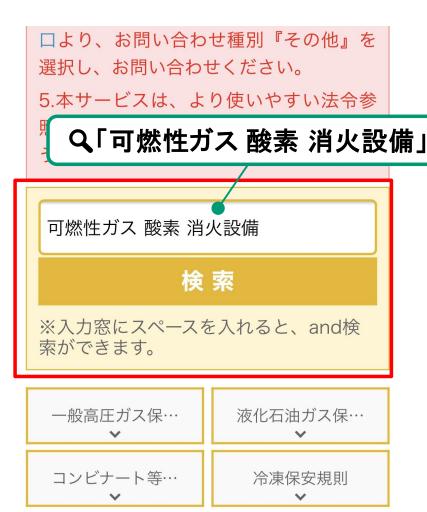


キーワード入力による検索

① 検索欄に調べたい用語を入力

今回は例として

「可燃性ガス 酸素 消火設備」と入力



1



① 検索欄に調べたい用語を入力

今回は例として

「可燃性ガス酸素 消火設備」と入力

口より、お問い合わせ種別『その他』を 選択し、お問い合わせください。

5.本サービスは、より使いやすい法令参照システムとしてご利用いただけるよう、引き続き改修を進めてまいります。

1

可燃性ガス 酸素 消火設備

スペース入力でand検索に

※入力窓にスペースを入れると、and検索ができます。

-船亭圧ガス保…

液化石油ガス保..

用語が複数ある場合

用語間にスペースを入力することで、and検索が可能



② 検索結果が表示

(「可燃性ガス酸素消火設備」で検索した場合、これら用語を含む条文が8件ヒット)

③ 検索結果から確認したい条文を選択

今回は

(一般則 60条 1項 12)を選択し、詳細を確認

戻る

8件ヒットしました。

(一般則49条1項15)

可燃性ガス、特定不活性ガス又は酸素を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急 措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

(一般則50条1項9)

可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、

3) (-

(一般則60条1項12)

可燃性ガス及び酸素の消費施設(在宅酸素療法用のもの及び家庭用設備に係るものを除く。)には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

(一般則6条1項39)

可燃性ガス、酸素及び三フッ素化窒素の製造施設には、その規模に応じ、適切な防消火設備を適切な 箇所に設けること。

(一般則6条1項42ヌ)

可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ素 化窒素の容器置場には、その規模に応じ、適切な消 火設備を適切な箇所に設けること。

(一般則8条1項4)

可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化 窒素の製造施設には、その規模に応じて、適切な消 火設備を適切な関切に設けること。



② 検索結果が表示

(「可燃性ガス酸素消火設備」で検索した場合、 これら用語を含む条文が8件ヒット)

③ 検索結果から確認したい条文を選択

今回は

(一般則 60条 1項 12)を選択し、詳細を確認

戻る

8件ヒットしました。

(一般則49条1項15)

可燃性ガス、特定不活性ガス又は酸素を移動する ときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急 措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

(一般則50条1項9)

詳細を確認 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素 窒素の充塡容器等を車両に積載して移動するとさ は、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置 に必要な資材及び工具等を携行することとしただし、

(3)(一般則60条1項12)

可燃性ガス及び酸素の消費施設(在宅酸素療法用 のもの及び家庭用設備に係るものを除く。)には、 その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に 設けること。

(一般則6条1項39)

可燃性ガス、酸素及び三フッ素化窒素の製造施設 には、その規模に応じ、適切な防消火設備を適切な 箇所に設けること。

(一般則6条1項42ヌ)

可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ素 化窒素の容器置場には、その規模に応じ、適切な消 火設備を適切な箇所に設けること。

(一般則8条1項4)

可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化 窒素の製造施設には、その規模に応じて、適切な消 火設備を適切な同切に取りること。



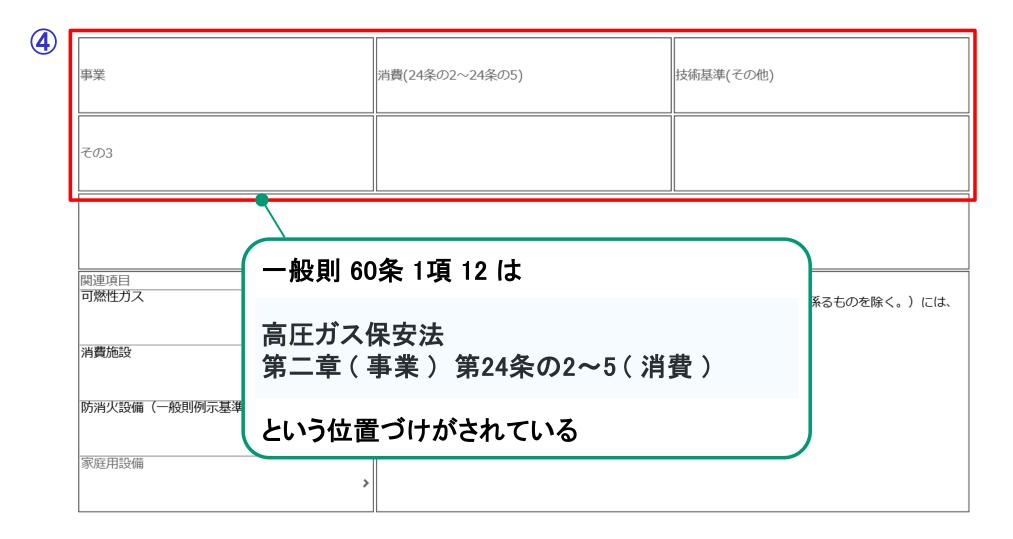
検索結果

法令参照システム(web版・ダウンロード版) 用語集

4	事業	消費(24条の2~24条の5)	技術基準(その他)	
	その3			
6	5			
	関連項目 可燃性ガス >	(一般則60条1項12) 可燃性ガス及び酸素の消費施設(在宅酸素療法用のもの及び家庭用設備に係るものを除く。)には、 その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。		
	消費施設 >			
	防消火設備(一般則例示基準) >			
	家庭用設備			

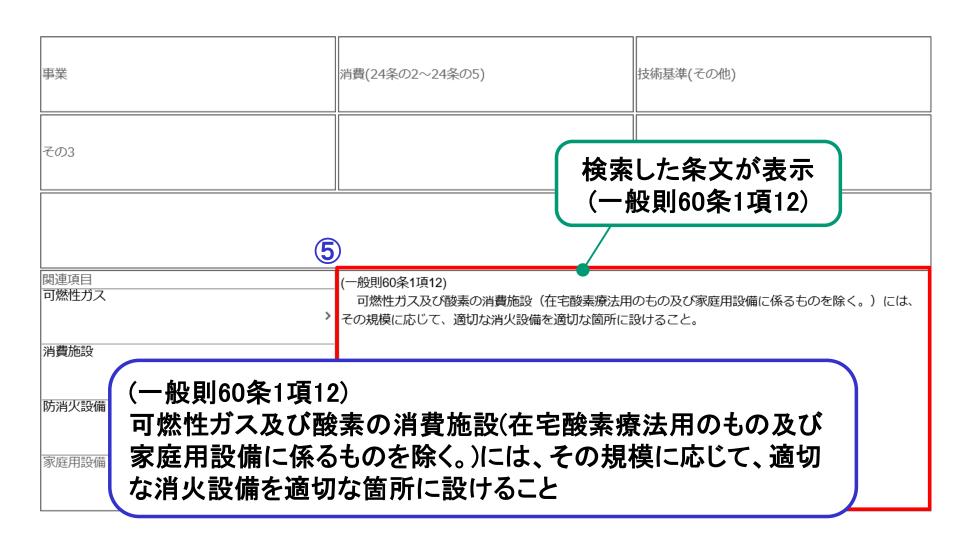


④ 高圧ガス保安法における位置づけが表示





⑤ 検索した条文の内容が表示(一般則60条1項12)



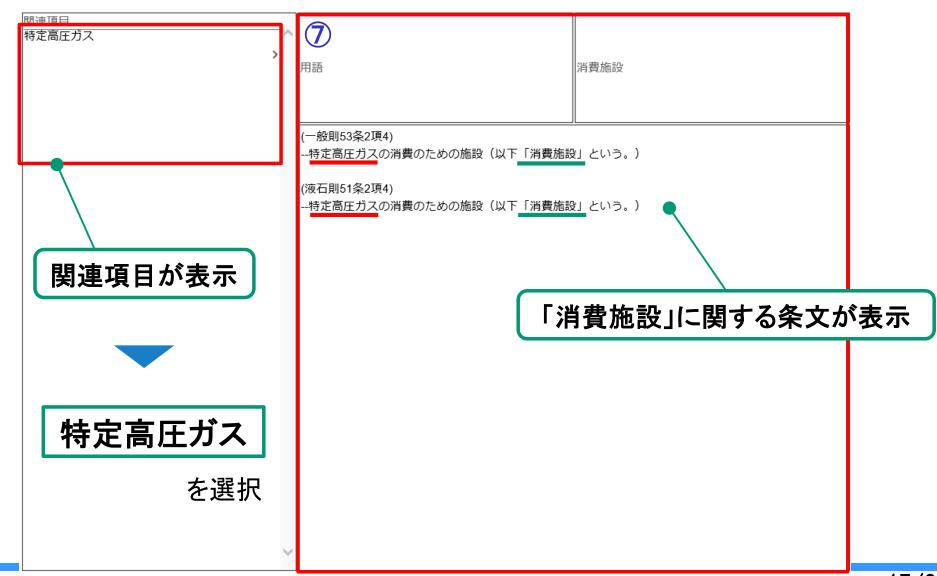


⑥ 検索した条文で用いられた用語が関連項目として表示



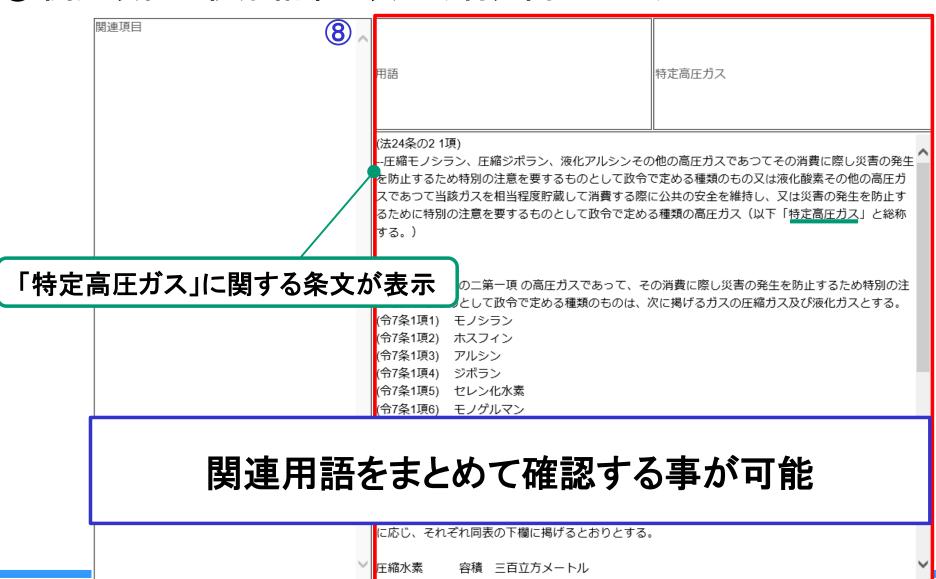


⑦ 関連項目の検索結果が表示(消費施設)





⑧ 関連項目の検索結果が表示(特定高圧ガス)



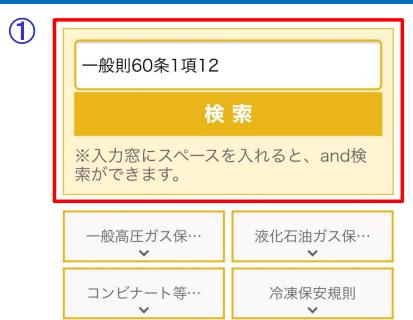


条文入力による検索

① 調べたい条文を入力

キーワード検索と同様の方法で、 条文による検索が可能

② 検索結果から条文の内容を確認



件とットしました。

(一般則60条1項12)

可燃性ガス及び酸素の消費施設(在宅酸素療法用 のもの及び家庭用設備に係るものを除く。)には、 その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に 設けること。



(一般則60条1項12)

可燃性ガス及び酸素の消費施設(在宅酸素療法用のもの及び家庭用設備に係るものを除く。)には、 その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。



高圧ガス法令参照システムのお問い合わせは

CLUB FUJIKIN メンバー様専用ご相談窓口

https://www.fujikin.co.jp/club-fujikin/contact/